

地域枠医師に係る令和 7 年度専門研修開始者の診療科別募集上限案

1 募集上限を設けることとなった経緯について

- (1) 地域枠医師については、離島・北部の医療ニーズが高い診療科の専攻医数が十分でない一方で、ニーズが比較的限られる診療科の専攻医数が増える傾向にあることが課題となっていた。
- (2) 地域枠医師の円滑な義務履行を図るため、令和 2 年度第 2 回・第 3 回地域医療対策協議会の協議を経て同年度末に地域枠キャリア形成プログラムを改正し、専門研修段階における診療科別人数制限について記載。
- (3) 令和 3 年度第 2 回地域医療対策協議会において、令和 5 年度専門研修開始者から制限を設ける方針について協議・了承。

2 令和 7 年度専門研修開始者の募集上限案

別紙の D 欄

3 募集上限案の設定方法

- (1) 令和 7 年度専門研修開始者は基本領域研修終了後、直ちにかつ 4 年連続で指定医療機関に勤務するものと仮定し、義務履行開始時期は、専門研修終了の翌年度からの 4 年間とする（専門研修中の最終年度の義務履行もある）。（→別紙の A）
- (2) 指定医療機関の診療科別定数については、令和 6 年度現在の定数であり、指定医療機関における地域枠医師の受入上限見込数として、指定医療機関の診療科別定数の 50%を限度として設定。（→別紙の B）
- (3) 令和 6 年度までに専門研修を開始した地域枠医師の診療科別の義務履行予定者数は、地域枠医師のキャリアプランに基づく義務履行を想定したものであり、育休等による中断等は考慮していない。（別紙の C）
- (4) B の受入上限見込数から、C の義務履行予定者数を差し引いた値を令和 7 年度の「募集上限」とする。（→別紙の D（B－C））

令和 7 年度専門研修開始者（地域枠）

義務履行時の必要配置医師見込数・R 7 募集上限（事務局案）

No.	診療科	基本領域 研修年数	令和7年度開始者 の義務履行時期 (4年間)	A の時期の 地域枠配置医師 上限見込数	A 初年度におけ る義務履行予定 者数 (キャリアプラン)	令和7年度開始者 募集上限	備考
						※令和6年度までに専 門研修を開始した地域 枠医師の配置を考慮 D (B-C)	
推奨 診療 科	1 内科	3	R10～R13	23	12	11	募集上限案 を超過した 場合、枠に ついて再調 整を行う。
	2 小児科	3	R10～R13	10	3	7	
	3 外科	3	R10～R13	13	1	12	
	4 産婦人科	3	R10～R13	9	7	2	
	5 救急科	3	R10～R13	6	3	3	
	6 総合診療	3	R10～R13	13	2	11	
7	皮膚科	5	R12～R15	2	1	1	
8	精神科	3	R10～R13	5	2	3	
9	整形外科	4	R11～R14	6	1	5	
10	眼科	4	R11～R14	2	0	2	
11	耳鼻咽喉科	4	R11～R14	1	1	0	
12	泌尿器科	4	R11～R14	1	0	1	
13	脳神経外科	4	R11～R14	2	0	2	
14	放射線科	3	R10～R13	3	2	1	診断専門医 に限る
15	麻酔科	4	R11～R14	6	4	2	
16	病理科	3	R10～R13	1	1	0	

- ・ A は、基本領域研修終了後直ちにかつ 4 年連続で指定医療機関に勤務した場合を想定。
(一部診療科については専門研修中からの義務履行もある)
- ・ B は、指定医療機関における医師定数のうち、地域枠医師配置における上限人数を見込む。
- ・ C は、令和 6 年度までに専門研修を開始した地域枠医師のキャリアプランに基づく義務履行を考慮したものであり、育休等による中断は考慮していない。
- ・ 令和 7 年度開始者募集上限は、D を四捨五入し、それから C を差し引きした値